

先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム評価書（書類審査用）（案）

大学名	
教育プロジェクト名	
審査委員名	
<p><b>1 教育プロジェクトの目標及び教育内容・方法について</b> （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの内容が優れている。          3：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの内容がある程度優れている。          2：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの内容の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。          1：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの内容が不十分である。</p> <p>（コメント）</p> <p>＜参考：審査方針＞</p> <p>②-1 我が国の国際競争力の強化を担う、理論と実践力・応用力を備え、かつ、先見性と独創性を併せ持った世界最高水準のソフトウェア技術者を育成するものであるか。          ②-2 ソフトウェア、ハードウェア、情報通信システムなどの幅広い基礎知識の上にソフトウェアに関する実践的教育を行うものであるか。          ②-3 多様なユーザー要求を理解し、情報通信システム構築をリードする資質を備え、さらにプロジェクトマネジメントの重要性についても十分認識できる人材を育成することを念頭に置いたものであるか。          ②-4 現状におけるソフトウェア技術者育成に係る教育上の課題を明らかにした上で、執るべき対応策が明確であるか。          ②-5 拠点で行われる教育内容・方法が国際的な動向・水準に照らし妥当なものか。          ②-6 中長期的な視点から見て、先導的な人材育成として相応しい分野及び教育内容・方法であるか。</p> <p><b>2 教育プロジェクトの連携体制について</b> （ 評定 ）</p> <p>4：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの連携体制が十分であると認められる。          3：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの連携体制がある程度認められる。          2：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの連携体制の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。          1：本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの連携体制が不十分である。</p> <p>（コメント）</p> <p>＜参考：審査方針＞</p> <p>③-1 教員の派遣、施設設備の提供、教育プロジェクトに必要な経費等のコストシェア等各種の協力について、他大学及び民間企業から明確なコミットメントを得ているとともに、協力内容が明確であるか。（それぞれ共通の目標の下にそれぞれの有するポテンシャルを最大限活用しつつ責任・役割分担・連携する大学及び民間企業の教育プロジェクトの運営についての権限関係が明確であり、効果的に拠点の形成を行う体制となっているか）。</p>	

### 3 教育プロジェクトの実施計画について ( 評定 )

- 4 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの実施計画が優れている。
- 3 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの実施計画がある程度優れている。
- 2 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの実施計画の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの実施計画が不十分である。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ④-1 目標とする人材育成像並びに到達レベル及びその評価手法が明確であり、かつ適切であるか。
- ④-2 教育内容・方法、教材の作成などが明確であり、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ④-3 目標達成に必要な指導体制は、教育内容・方法に照らして十分な能力を有する適切な者で構成され、教育プロジェクトを実施できる体制となっているか。
- ④-4 拠点で育成する学生の選抜方法（アドミッションポリシー等）が明確でありかつ適切であるか。
- ④-5 取組代表者は教育プロジェクトを実施する上で必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ④-6 教育プロジェクトを実施する上で必要なマネジメント体制（運営委員会の設置等）が適切なものとなっているか。
- ④-7 学内関係部局との連携体制が明確になっているか。
- ④-8 拠点において育成する学生数が、1学年当たり20名以上であるか。
- ④-9 ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施体制及び内容・方法等が明確であり、かつ、適切であるか。

### 4 教育プロジェクトの有効性について ( 評定 )

- 4 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの有効性が十分認められる。
- 3 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの有効性がある程度認められる。
- 2 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの有効性の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの有効性が認められない。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ⑤-1 教育プロジェクトの成果が情報通信分野における教育の質的向上の実現への効果として期待できるものになっているか。
- ⑤-2 教育プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策が明確であり、他大学への波及効果が期待できるか。
- ⑤-3 産学協働による教育拠点のモデルとなることが期待されるか。
- ⑤-4 学生の主体的学習機会の充実改善につながるものとなっているか。
- ⑤-5 十分に効果を上げられるよう、多面的な努力が払われた計画となっているか。

### 5 教育プロジェクトの評価体制について ( 評定 )

- 4 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制が十分であると認められる。
- 3 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制がある程度認められる。
- 2 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制の一部に評価すべき点があるものの全体的には不十分である。
- 1 : 本事業の目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制が不十分である。

(コメント)

<参考：審査方針>

- ⑥-1 組織として教育プロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ⑥-2 評価結果を教育活動の質の向上及び改善に結び付ける体制の整備又は計画がなされているか。

## 6 補助期間終了後の方針（ 評定 ）

- 4：本事業の目的に照らし、補助期間終了後の方針が明確かつ適切である。
- 3：本事業の目的に照らし、補助期間終了後の方針がある程度明確かつ適切である。
- 2：本事業の目的に照らし、補助期間終了後の方針の一部に評価すべき点があるものの全体的には不明確かつ不適切である。
- 1：本事業の目的に照らし、補助期間終了後の方針が不明確かつ適不切である。

（コメント）

<参考：審査方針>

- ⑦-1 補助期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されているか（学士課程及び博士（後期）課程における教育との一貫性・接続性についてなど、事業期間も含む10年間の方針及び計画が明確であるか）。

。

総合評価

（ 評定 ）

- 4 この教育プロジェクトは、本事業の目的に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
- 3 この教育プロジェクトは、本事業の目的に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
- 2 この教育プロジェクトは、本事業の目的に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
- 1 この教育プロジェクトは、本事業の目的に照らし、必要な水準確保のための見直しが必要である。

<参考：審査方針>

- ①-1 世界最高水準のソフトウェア技術者として求められる専門的スキルを有するとともに、社会情勢の変化等に先見性をもって柔軟に対処し、企業等において先導的役割を担う人材を育成するにふさわしい教育プロジェクトであるか。
- ①-2 他大学及び民間企業との有機的な連携により、教育体制の強化及び教育内容・方法を改善し、世界最高水準を目指した教育を行い得るものであるか。
- ①-3 拠点としての目標、特徴等、コンセプトが明確であり、かつ、高度なソフトウェア技術者の育成を行い得るものであるか。

総合評価所見